

「滋賀県国土強靱化地域計画（改定版）原案」に対して提出された 意見等とそれらに対する滋賀県の考え方について（案）

1 県民政策コメントの実施結果について

令和6年12月18日(水)から令和7年1月18日(土)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県国土強靱化地域計画(改定版)原案」について意見等の募集を行った結果、5の県民の皆様、団体から、10件の意見等が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

2 提出された意見等の内訳

項目	件数
第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方	0件
第2章 本県の地域特性	-
6 周辺地域における原子力施設の立地	1件
第3章 脆弱性評価	-
3「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	1件
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針	-
1 推進方針	4件
第5章 計画の推進と不断の見直し	-
別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	1件
別紙2個別・横断的施策分野別重要業績指標(KPI)一覧	1件
別紙3施策分野別事業一覧	0件
項目を特定しない御意見	2件
合計	10件

3 意見等に対する考え方

意見等に対する県の考え方は別紙のとおりです。取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しております。

滋賀県国土強靱化地域計画(改定版)原案に対する意見等とそれらに対する考え方(案)

No.	ページ	案への御意見(要約)	県の考え方
第2章 6 周辺地域における原子力施設の立地			
1	9	「老朽化」は使い古して役に立たなくなることを意味する用語であるため以下の通り修正を希望する。 「現在、その多くは運転を開始してから長期間が経過するとともに、長期間使用しているため、老朽化が進行するとともに、使用済核燃料が蓄積されています。」	古い原子力発電所について、経年劣化して必要な機能を果たせなくなる老朽化が進行している、またはすると見込まれる設備の交換等を行いながら、安全性を確認して運転を継続している現状を踏まえ、表現に誤りはないものととらえています。今後も、老朽化リスクがあることを常に意識し、適切な対応が欠かせないことを強く認識するためにも、原案のとおりとします。
第3章 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価			
2	12	NPO等との記載がありますが、このNPOはどのような団体でしょうか？明確な団体名などを公表して欲しいです	本計画は国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定していますので、具体的な団体名等は記載しておりませんので、原案のとおりとします。
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針			
3	13	自衛隊駐屯地等や危機管理センターなど防災拠点へのアクセス道路について記載が無いので、拠点へのアクセスについて計画策定を求める。 原子力災害や滋賀県が被災した際には自衛隊駐屯地は自衛隊の活動拠点となることが想定される。 又、防災拠点となる県庁や危機管理センターは住宅密集地にあり家屋火災や家屋倒壊等の交通障害が考えられる。	P20～P21【交通・物流】においてネットワークの整備、道路斜面对策、道路啓開体制に関する内容が記載しており、道路啓開体制の整備において、関係機関の連携等により必要な体制整備を図ることとしております。 また、滋賀県域道路啓開計画におきまして、「主要拠点へのアクセス確保等」について検討しております。 ご意見いただいた内容については、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
4	16	民間警備会社へ業務委託等の協力体制構築を検討すべきと考える。 案1. 災害発生時などの警察力が不足する場合は交通整理などを民間委託とする体制を整える。 案2. 災害発生後は詐欺や窃盗などが発生することにより住人の避難が出来なくなる。民間警備会社と事前協定することなどにより仮設防犯カメラの設置や巡回警備の依頼を行う。	平成8年に滋賀県と滋賀県警備業協会が「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」、滋賀県警察と同協会が「同協定細目」を締結し、今年度(令和6年度)には同協定及び同協定細目を全面改正するなど、災害時の交通誘導や避難所などの施設警戒について民間警備会社等と協力体制を構築しているため、原案のとおりとします。 なお、P26の(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化)にも記載のとおり、応援協定を締結している団体とは、定期的な情報交換や防災訓練等を通して、連携体制の強化を図ることとしています。
5	21	文言修正 (無電柱化対策の推進)☆ ○ 災害発生時において、電柱等の倒壊により救助の妨げになるなど被害拡大をによる交通・物流の停滞を防止するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めます。 考え方 「救助の妨げ」であれば限定的な表現となり、包括的な「交通・物流の停滞」へ修正を希望する。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (修正前) 災害発生時において、電柱等の倒壊により救助の妨げになるなど被害拡大を防止するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めます。 (修正後) 災害発生時において、電柱等の倒壊による交通・物流の停滞を防止するため、市街地等の幹線道路など必要性および整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に進めます。

No.	ページ	案への御意見(要約)	県の考え方
6	26	情報発信能力や受け入れ態勢の明確化を平時から公表しておく。 石川県能登地方地震では知事が「ボランティアは来ないでくれ」との意を発したり、ボランティアNPOの関係者が県対策本部にも入れないことにより、復旧が著しく低下している。 一度発表した内容は内容の有効期限を明確化しておかないと今でも控えるべきだと思われる。 知事等の責任者の情報発信訓練を行い、情報発信やプレゼンテーション能力の向上がツェに必要と考える。 特に知事の交代や担当者の交代で情報発信能力が低下しないように注意が必要だと思う。 少子高齢化の進む中で県内で全て対応することは困難と考えられることから、県外の行政スタッフや民間企業およびボランティア団体などとの連携が最優先になることから外部組織との意思疎通が重要と考える。	災害発生時においては、県災害ボランティアセンターが県災害対策本部と連携し、災害ボランティアに関する総合案内や情報発信を行うこととしております。知事をはじめ、効果的な情報発信ができるよう、引き続き努めてまいります。 また、災害発生時において、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関との連携協力体制の構築を推進するとともに、専門性を有するNPO等との連携を図る災害中間支援組織の設置について検討を進めているところです。 ご意見いただいた内容については、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価			
7	45	再生可能エネルギーは基本的に災害時には役に立ちません。 災害時などは信頼性や迅速な起動が要求されますので通常の内燃機関発電設備や阪神淡路地震で実績のあるマイクロガスタービンなどが有力な候補となります。燃料電池についても、ガスを改質して利用する必要があります。また適度に加温しないと効率が落ちるため過酷な環境や災害時にはやはり化石燃料を用いた従来のシステムの方が賢明です。 災害時などはお風呂などの給湯負荷が多くなりますので蓄電池やインバータ、太陽光などはやめて、太陽熱温水システムを組まれた方がまだ役に立つかと思ひます。	国の国土強靱化基本計画においても、電力ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止に備えるため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム、燃料電池等の自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある、とされているところであり、原案のとおりとします。
別紙2 個別・横断的施策分野別重要業績指標(KPI)一覧			
8	52	設備容量について目標値に掲げておりますが、重要なのは設備容量ではなく、kWではなくkWhになります。再生可能エネルギーの問題点はその発電電力の安定性に問題があります。DC電力のためインバータなどに起因する夜間の進相無効電力による受電端電圧上昇の問題などの影響も心配されるため、電力系統構成も考えた目標設定をお願いいたします。	ご指摘の指標は地球温暖化対策推進法第21条および気候変動適応法第12条、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第8条に基づき令和4年3月に策定した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」で定める再エネ導入目標について記載しており、原案のとおりとします。
項目を特定しない御意見			
9	-	災害に対する備えとして、湧き水や井戸の確保を、各自治体で備えて欲しい。	県では生活用水の確保の一つとして、非常災害用井戸の認定を進めており、導入にあたってのガイドラインを策定し、個人や事業所が所有する井戸を非常時に活用できるよう、市町に働きかけ、平時からの備えに努めているところです。 ご意見いただいた内容については、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
10	-	用水路の危険性についてもっと考えるべきではないか。 転落防止対策は早急に行うべき。	農業用水路の安全確保につきましては、施設の管理者である市町や土地改良区とともに安全柵設置や蓋掛け等の取組を進めているところです。 ご意見いただいた内容については、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。